

第97回定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2020年6月24日（水曜日）午前10時

開催場所：神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館



日産車体株式会社
(証券コード7222)

目 次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	8
連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26
連結注記表	28
貸借対照表	32
損益計算書	33
株主資本等変動計算書	34
個別注記表	36
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	42
会計監査人の監査報告書 謄本	44
監査役会の監査報告書 謄本	46
株主メモ	48
主要製品の紹介	49

表紙 NV200バネット

(証券コード 7222)
2020年6月5日

株主各位

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社
取締役社長 木村昌平

第97回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大により、外出自粛など日々の生活に様々な影響がでている状況でございますが、本株主総会開催につきまして慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきまして、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

書面による事前の議決権行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月23日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館

本年は感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

預めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項
報告事項
1. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
 2. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

(株主様へのお願い)

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されて14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されて14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・株主総会の円滑な進行のため、株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案し、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当を含めました当事業年度の年間配当金は、前事業年度と同様に1株につき13円となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円50銭

総額880,445,339円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役木村昌平氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款第22条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
よしむら はるひこ (1959年6月25日生) 新任	1983年 4月 日産自動車株式会社入社 2011年 4月 同追浜工場長 2014年 4月 同アライアンスグローバルダイレクター 第二車両生産技術VP、車両生産技術本部担当 2015年 8月 同アライアンスグローバルVP 車両生産技術本部担当 2016年 4月 同常務執行役員 アライアンスグローバルVP 車両生産技術本部担当 2020年 4月 当社副社長執行役員（現任） (当社における担当) 社長補佐	200株
取締役候補者とした理由		
吉村東彦氏は、日産自動車株式会社において生産部門の業務に携わり、生産全般の豊富な知見と実績を有しております。現在は当社の副社長執行役員として、強いリーダーシップと経営者としての豊富な経験をもって、全社業務を牽引しております。今後も当社が継続的に企業価値を向上し、また、コーポレートガバナンス向上を推進する上で、適切な人物と判断し、取締役候補者といたしました。		
(注) 吉村東彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。		

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役浜地利勝氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしましたと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
浜 地 利 勝 (1957年11月7日生) 再任	1981年 4月 当社入社 2006年 4月 同経営管理部計画推進室長 日産自動車株式会社出向関係会社管理部主管兼務 2008年 4月 当社理事、経営管理部長 2010年 4月 同執行役員 2012年 6月 同取締役執行役員 2015年 4月 同取締役常務執行役員 2017年 4月 同取締役専務執行役員 2018年 6月 同監査役（常勤）（現任） （重要な兼職の状況） 日産車体九州株式会社監査役 株式会社オートワークス京都監査役	11,300株
監査役候補者とした理由		
浜地利勝氏は、長年当社管理部門の業務執行及び当社グループ企業の役員を兼務するなど、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、現在も当社常勤監査役として取締役の業務執行に関し適切な監査を行っており、更なる監査機能強化にあたり適切な人物と判断し、監査役候補者といたしました。		
(注) 1. 浜地利勝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 当社は、浜地利勝氏との間で定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。 また、本総会において原案どおり再任が可決された場合、当社と浜地利勝氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を更新する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。		

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
伊藤智則 (1964年2月29日生) 再任／社外／独立役員	<p>1986年 4月 株式会社横浜銀行入行 2008年 4月 同融資2部長 2009年 4月 同経営企画部協会担当部長 2011年 6月 同経営管理部長 2012年 5月 同執行役員 2016年 4月 株式会社横浜スタジアム常務取締役 2017年 8月 横浜信用保証株式会社顧問 2018年 5月 一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事（現任） 2019年 6月 ジヤトコ株式会社監査役（現任） 当社補欠監査役（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事 ジヤトコ株式会社監査役</p>	0株
補欠監査役候補者とした理由		
伊藤智則氏は、金融機関及び異業種企業における長年の経験を通じ、会社経営並びに財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に、監査業務を担うにあたり適切な人物と判断し、補欠監査役候補者といたしました。		
(注) 1. 伊藤智則氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 伊藤智則氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 3. 伊藤智則氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 4. 伊藤智則氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要是次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。		

ご参考 選任後の当社役員及び取締役会の諮問機関構成

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社役員及び取締役会の任意諮問機関である指名・報酬委員会、取引モニタリング委員会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏 名	当社における地位	社 外 役 員	独 立 役 員	①指名・報酬委員会	②取引モニタリング委員会
吉 村 東 彦	取 締 役 社 長			○	
馬 渕 雄 一	取 締 役				
大 塚 裕 之	取 締 役				
小 滝 晋	取 締 役				
市 川 誠一郎	取 締 役	○	○	○	○
今 井 雅 之	取 締 役	○	○	○	○
浜 地 利 勝	常 勤 監 査 役				
池 田 鉄 伸	常 勤 監 査 役	○			
井 上 泉	監 査 役	○	○		○

各委員会の役割

①指名・報酬委員会

取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する以下の事項について審議し、取締役会に答申します。

- (1)代表取締役の選定・解職と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (2)株主総会に付議する取締役・監査役の選任及び解任議案
- (3)社長（最高経営責任者）の後継者計画
- (4)取締役の報酬等の決定方針
- (5)取締役が受ける個人別の報酬等の内容
- (6)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

②取引モニタリング委員会

取締役会からの諮問に応じ、関連当事者との一定の重要な取引について審議し、取締役会に答申します。

(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の第3四半期までの経済環境は、国内では緩やかな景気回復基調が続きました。企業の生産や輸出は、海外景気の減速や貿易摩擦の長期化などを背景とした外需の弱含みによる影響で低迷が続きましたが、個人の雇用・所得環境は改善傾向を持続し、個人消費も台風や消費増税の影響による下振れがあったものの増加基調へと緩やかに回復しました。

一方、第4四半期において新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大が進行し、当社グループの属する国内の自動車生産事業においては、サプライチェーンへの直撃による生産活動の停滞に始まり、世界的な新車需要が急減するなど極めて不確実性の高い状況が続くと考えられ、取り巻く経営環境の厳しさは一段と増しております。

このような経済情勢の下、当社が日産自動車株式会社から受注しております自動車は、全体需要の鈍化などにより、前連結会計年度と比べ売上台数は20.7%減少の182,286台、売上高は17.3%減少の4,988億円となりました。

損益面では、営業利益は売上高の減少はあるものの原価低減や生産性向上への迅速な取り組み等により19.5%増加の93億円、経常利益は19.9%増加の98億円となりました。特別損益では「アルマーダ」の湘南工場での補完生産終了に伴い、当該専用設備の減損損失9億円を特別損失に計上いたしました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度と比べ4.3%増加の58億円となりました。

品目別売上の状況

品 目	台 数 (台)	金 額 (百万円)	対前連結会計年度比 (%)
乗 用 車	93,438	320,320	△21.4
商 用 車	67,152	106,768	△17.2
小 型 バ ス	21,696	44,970	16.6
自 動 車 部 分 品 等	—	26,772	△4.0
合 計	182,286	498,831	△17.3

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は約84億円で、新商品、マイナーチェンジによる商品力強化、生産設備の合理化、厚生施設の改善、環境改善など諸設備の充実強化に努めました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2017年度からスタートした2017-2022中期経営計画では、「LCV・Frame車を技術力の核とし、高品質で魅力ある商品をお客様にお届けすることで、将来にわたる強靭な企業基盤を確立する」ことを基本方針として、「魅力ある商品による生産台数と売上の拡大」、「品質No.1 お客様から信頼される工場」、「LCV・Frame車のモノづくりグローバル技術拠点」の3つを重点課題に取り組んでおります。2019年度は、次世代ナビを採用し外観を変更したパトロールのマイナーチェンジ、各種先進安全装備を採用したNV200マイナーチェンジの生産を開始いたしました。一方で、2017年に発覚した完成検査の不適切な取扱い問題については、最適な完成検査ラインの構築、完成検査員の育成などの再発防止の取り組みにより、全ての項目が実行フェーズに移行しました。

今後も、当社の強みである開発から生産まで一貫したモノづくり体制を活かし、市場の動向に柔軟に対応できる生産運営の構築と、ダイバーシティを中心とした、すべての活動を支える企業基盤の強化、並びに法令遵守の強化に取り組んでいくことで、お客様、株主様、取引先様、地域社会の皆様、そして従業員を含むすべてのステークホルダーの皆様からの信頼を高められるよう、全社一丸となって努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収束の兆しを見せない状況でありますが、当社の主力製品のひとつである商用車・特装車は、流通・食品・生活用品・医療・インフラなど各産業にとって必要不可欠であることから、感染予防を徹底したうえで市場のニーズにお応えできるよう生産運営を継続してまいります。同時に、当社グループが持つ技術を活かし、医療現場で必要とされる特種車両やフェイスシールド、ガウン等を製作し自治体等に供給するなど、社会貢献活動を実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第94期 (2017年3月期)	第95期 (2018年3月期)	第96期 (2019年3月期)	第97期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)		565,822	558,600	602,882	498,831
経常利益(百万円)		12,709	1,756	8,174	9,802
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)		8,223	△2,297	5,585	5,827
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)		55.59	△16.38	41.23	43.02
総資産(百万円)		294,476	273,320	268,514	264,709
純資産(百万円)		179,376	161,713	166,025	168,792
1株当たり純資産額(円)		1,212.58	1,193.87	1,225.70	1,246.13

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社である日産自動車株式会社は、当社の発行済株式総数のうち67,726千株（議決権比率50.0%）を所有しており、当社の売上高の99.8%は同社に対するものであります。

②親会社との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉の上決定しております。

また、交渉の内容については、社外役員で構成される取引モニタリング委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行い、取締役会に答申の上、取締役会で確認しております。

2) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
日産車体九州(株)	10	100	自動車の製造
日産車体マニュファクチュアリング(株)	432	100	自動車部品のプレス加工・組立、樹脂製品の成形・組立
日産車体エンジニアリング(株)	40	100	機械設備等の保全・整備、各種設備工事、物流業務
(株)オートワーカス京都	480	100	自動車の製造
日産車体コンピュータサービス(株)	100	100	システム開発・プログラム開発業務
(株)プロステックフ	90	100	人材派遣

(注) 議決権比率には間接所有を含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車及びその部分品の製造・販売を主な事業内容とし、これらに関連するサービス等の事業活動を展開しております。

主な製品は次のとおりであります。

品目	製品名
乗用車	NV200バネット、NV350キャラバン、エルグランド、パトロール（Y61/Y62）、アルマーダ、インフィニティQX80
商用車	NV150AD、NV200バネット、NV350キャラバン、パトロールピックアップ、アトラスF24
小型バス	NV350キャラバン、シビリアン
自動車部分品等	自動車用各種部分品等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 平 塚 市
九 州 分 室	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
開 発 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
秦 野 事 業 所	神 奈 川 県 秦 野 市
栃 木 分 室	栃 木 県 河 内 郡 上 三 川 町
生 产 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
湘 南 工 場	神 奈 川 県 平 塚 市
品 質 統 括 部 九 州 品 質 保 証 課	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
京 都 分 室	京 都 府 宇 治 市

②子会社

日 産 車 体 九 州 (株)	本社及び工場：福岡県京都郡苅田町
日 産 車 体 マ ニ ュ フ ア ク チ ュ ア リ ン グ (株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、神奈川県秦野市
日 産 車 体 エ ネ ジ ニ ア リ ン グ (株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町
(株) オ ー ト ワ ー ク ス 京 都	本社：京都府宇治市 工場：京都府宇治市、神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,053名	21名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,811名	14名増

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 157,239,691株 (自己株式21,786,562株を含む。)
 (3) 当事業年度末の株主数 3,943名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
千株	%	
日 産 自 動 車 株 式 会 社	67,726	50.0
エ ム エ ル ア イ フ ォ ー ク ラ イ ア ン ト ジ ェ ネ ラ ル オ ム ニ ノ ヌ	21,000	15.5
コ ラ テ ラ ル ノ ヌ ト リ ー テ イ 一 ピ ー ビ 一		
ゴ ー ル ド マ ナ サ ッ ク ス イ ベ ー ナ シ ョ ナ ル	11,583	8.6
イ 一 シ 一 エ ム エ ム エ フ	7,182	5.3
日 産 車 体 取 引 先 持 株 会	2,842	2.1
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,016	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,138	0.8
ジ ェ ー ピ ー モ ル ガ ナ チ ェ ー ス バ ナ ク 385151	976	0.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	840	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	804	0.6

(注) 当社は、自己株式21,786,562株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
※ 取締役社長	木 村 昌 平	内部監査室担当、商品保証本部長委嘱	日産車体九州(株)取締役社長
取 締 役	馬 渕 雄 一	生産部門統括、安全環境部・生産統括部・湘南工場担当	
取 締 役	大 塚 裕 之	開発部門統括、特装開発部・実験部担当	
取 締 役	小 滝 晋	管理部門統括、経営管理部・人事部・秘書室・経理部・原価管理部・購買部・特装業務推進部担当	
取 締 役 (社 外)	市 川 誠一郎		
取 締 役 (社 外)	今 井 雅 之		神奈川中央交通(株)取締役執行役員
監 査 役	浜 地 利 勝	常勤	日産車体九州(株)監査役 (株)オートワークス京都監査役
監 査 役 (社 外)	池 田 鉄 伸	常勤	(株)オーテックジャパン社外監査役 日産ネットワークホールディングス(株)社外監査役
監 査 役 (社 外)	井 上 泉		(株)ジャパンリスクソリューション取締役社長

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役市川誠一郎氏及び今井雅之氏は社外取締役であります。
3. 監査役池田鉄伸氏及び井上泉氏は社外監査役であります。
4. 取締役市川誠一郎氏及び今井雅之氏並びに監査役井上泉氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 今井雅之氏は、2019年6月26日開催の第96回定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
6. 池田鉄伸氏は、2019年6月26日開催の第96回定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
7. 当社は、神奈川中央交通株式会社との間には資本関係はありません。当社は同社が提供するバス、タクシー、ホテルサービスを一般利用者として利用しておりますが、2019年度における同社の当社に対する売上高は、極めて僅少（年間連結売上高比率1%未満）であり、当社から同社に対する売上はありません。
8. 株式会社オーテックジャパン及び日産ネットワークホールディングス株式会社は当社の親会社である日産自動車株式会社の子会社であります。
9. 当社は、株式会社ジャパンリスクソリューションとの間には資本関係及び取引関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支 給 額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	7名	131,280千円	取締役の報酬限度額は月額30,000千円(1982年6月30日決議)であります。
監 査 役	4名	45,924千円	監査役の報酬限度額は月額5,000千円(1982年6月30日決議)であります。
計	11名	177,204千円	

- (注) 1. 当期末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。
 2. 社外取締役3名及び社外監査役3名に当期支払った報酬は45,516千円であります。
 3. 上記のほか社外役員が当社の親会社又は親会社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額は12,003千円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

「(1) 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

②当期における主な活動状況

区分	氏 名	主な発言状況	出席状況	
			取締役会	監査役会
取 締 役	市 川 誠 一 郎	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100% (19/19回)	—
取 締 役	今 井 雅 之	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100% (14/14回)	—
監 査 役	池 田 鉄 伸	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100% (14/14回)	100% (11/11回)
監 査 役	井 上 泉	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	95% (18/19回)	93% (14/15回)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、2021年4月1日より適用が開始される収益認識に関する会計基準等の導入に伴う助言及び情報提供業務をEY新日本有限責任監査法人に委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 会計監査人の報酬等の額に対して監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令を遵守すること及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の周知・徹底を図るとともに、行動規範遵守に関する誓約書を交わす。さらに、当社グループ会社においても、当社の行動規範の下に、それぞれの当社グループ会社で適用される個別の行動規範を策定し、同様に周知・徹底を図る。

また、内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。

コンプライアンス（法令等の遵守）上の問題については、当社及び当社グループ会社の使用人が直接かつ容易に意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、社内外の窓口に情報提供できる内部通報制度を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに当社の「コンプライアンス委員会」もしくは当社グループ会社の「コンプライアンス委員会」において速やかに対策を審議し実行に移す。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、毎月執行役員会議に報告する。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとる。また、そのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

さらに、当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社の株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他の決定書面については、当社及び当社グループ会社ごとに法令及び社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役あるいは業務上の必要がある使用人は、これらの書面を閲覧することができる。

また、当社及び当社グループ会社は「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、当社及び当社グループ会社の情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、当社及び当社グループ会社ごとに「情報セキュリティ委員会」を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社は、事業の継続を阻害する事項や、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクをいち早く察知し、評価して必要な対策を検討・実行することにより、発生の未然防止に努めるとともに、万一発生した場合の被害の最小化や再発防止に努める。

当社及び当社グループ会社のリスクマネジメントについては、当社取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、具体的対策を講じるとともに、その進捗を継続的に管理する。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、「環境委員会」・「品質委員会」・「安全会議」等の専門委員会や会議を定期的に開催し、併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育等を通じて周知・徹底に取り組み、発生の未然防止、万一発生した場合の被害の最小化及び再発防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令に基づく会社の機関として取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

意思決定の迅速化・効率化を図るため、取締役会の構成をスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び使用人に権限委譲する。

また、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。

業務分掌を定めることにより各部の役割と責任を明確にするとともに、職務権限基準を策定して意思決定を行う権限を有する者と意思決定プロセスを明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。また、当社グループ会社においても、明確で透明性の高い業務分掌及び職務権限基準を策定する。常に迅速で効果的な意思決定が確保されるよう、それらの業務分掌及び職務権限基準は、当社及び当社グループ各社で定期的に必要な見直しを行う。

また、当社は、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、当社及び当社グループ会社と共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び当社グループ会社との間で、それぞれ定期的に会議体を開催し、当社の経営方針や情報の共有化を図る。また、当社の各機能部署は、当社グループ会社の対応する機能部署との連携を強化し、整合性のとれた効率的なグループとしての業務運営を行う。

2) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載する取り組み等を行う。なお、当社の行動規範は、親会社の行動規範に準拠し、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。加えて、親会社に対して直接情報提供できる内部通報制度を設ける。

また、必要に応じて当社の取締役又は使用人が、当社グループ会社の取締役又は監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定期的に監視監督する。

さらに、当社の監査役は、連結経営の観点から、当社グループ全体の監査が実効的に行えるよう定期的に「関係会社監査役連絡会」を開催し、情報及び意見の交換を行う。

3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ会社の損失の危険を管理するため「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載する取り組み等を行う。

4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、上記1)ないし3)に記載する複数のルートを通じて、当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告を求め、その把握に努める。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社の監査役による監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に行うことができるよう、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行する。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任免、人事評価、異動及び懲戒処分等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

- (7) **当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼした事項、又はそのおそれのある事項、行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれがある行為、及びこれらに準じる事項を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

また、当社の監査役は、年度業務監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の重要な意思決定及び業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な業務ヒアリングの際に職務の遂行状況や検討課題の報告を受ける。また、内部監査室は監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告する。

2) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社監査役に報告すべき事項が発生した場合、速やかに、当社の取締役及び使用人に報告を行い、報告を受けた当社の取締役及び使用人は、当該事項について、当社の監査役に対して報告を行う。

また、当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況その他について報告を求められた場合、迅速に対応する。

3) 上記1) ないし2) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行うものとする。

(8) **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年度、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、定期的に開催する監査役会及び「監査役連絡会」において監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて隨時協議を行う。監査役と取締役社長は、定期的な会合を設け、経営状況や会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクなどについて幅広く情報・意見交換を行う。監査役は、監査法人から定期的に監査報告を受ける。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の当事業年度における整備・運用状況の概要是次のとおりであります。

当該システムの整備・運用状況については内部監査室が定期的に確認し、取締役会に報告しております。

2017年9月に当社及びグループ会社の車両製造工場で発覚した「完成検査に係る不適切な取扱い」、及び2018年に判明した「排出ガス計測に関する不適切な行為」、「完成検査における抜取検査の不適切な取扱いへの対応」を公表することとなり、「全数検査工程」に焦点を当てた当初の再発防止諸施策が不十分であったことに加えて、当社の内部統制の過年度に亘る不備についても公表するに至りました。再発防止諸対策の進捗状況は、執行役員会議及び取締役会で報告を行うとともに議論を重ねてまいりました。2020年3月末までに、再発防止諸対策全93項目が実施済みとなり、運用状況を管理する段階へ移行いたしました。今後同様の事案を発生させることが無いよう、社内の管理徹底に継続して取り組んでまいります。

(1) コンプライアンスに関して

取締役及び使用人の行動規範を、親会社の行動規範に準拠した取締役及び使用人の行動規範を制定・整備しております。コンプライアンスの統括組織として設置したコンプライアンス委員会を定期的に開催し（当事業年度は14回開催）、当社及び当社グループ会社のコンプライアンス向上のため、当社及び当社グループ会社の使用人に対する定期的なコンプライアンス教育などの活動計画を立案・実行いたしました。当社グループ会社でも、同様の委員会を定期的に開催し、コンプライアンス向上のための活動を行っております。

また、完成検査問題の判明に伴い、法令遵守の取り組みを全社に拡大する必要性を認識して2018年度に取り組んだ「コンプライアンス総点検」は、2019年度も継続し、整備した体制が適切に運用されていることを確認いたしました。

その他、当社及び当社グループ会社は、内部通報制度を設け、当社人事部又は第三者機関に報告される体制を整備しております。また、行動規範に通報者を保護する旨の規定を設けて遵守しております。

(2) リスク管理に関して

リスクに関する統括組織として設置したリスクマネジメント委員会を定期的に開催し（当事業年度は3回開催）、当社及び当社グループ会社の重大リスクを特定し、未然防止と被害最小化のための活動を実施いたしました。また、当社グループ会社でも同様の委員会を定期的に開催しリスク管理活動を行っております。2019年度は、2018年度に整備を徹底した基準類に基づいて業務が適切に運用されていることを確認いたしました。

情報セキュリティに関する統括組織として設置した情報セキュリティ委員会を定期的に開催し（当事業年度は12回開催）、情報セキュリティ・ポリシーに関する当社及び当社グループ会社の定期的な教育、及び情報の種別に応じた取り扱いの徹底や定期的な自己評価などの活動計画を立案・実行いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の委員会を定期的に開催し、情報セキュリティ向上のための活動を行っております。

環境・品質・安全に関する統括組織として設置した環境委員会・品質委員会・安全会議を定期的に開催し、リスク管理推進活動の進捗を確認いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の会議体を定期的に開催し、活動を行っております。

(3) 取締役の職務執行について

取締役会の監督機能を強化すること、また、経営に社外の視点を取り入れること等を目的として、社外取締役2名を選任しております。当事業年度は、取締役会を19回開催し、会社の重要な事項について報告・審議・決議いたしました。

取締役及び監査役の指名及び取締役の報酬についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めるために「指名・報酬委員会」を、また、当社と関連当事者との一定の重要な取引についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めて当社及び株主共同の利益を害することがないよう「取引モニタリング委員会」を設置し、活動を開始いたしました。

当事業年度は、執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議いたしました。

取締役の効率的な業務の遂行を図るため、職務権限基準及び業務分掌について内容のレビューを行い必要な改定を実施いたしました。また、当社グループ会社でも、同様に必要な改定を実施しております。

(4) 監査役の職務執行について

社外監査役を含む監査役の取締役会への参加、代表監査役の執行役員会議等の重要会議への参加、監査法人及び内部監査室からの定期的な報告等を通じて、監査役は取締役の職務執行の監査、及び内部統制システムの整備・運用状況の確認を行っております。

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、取締役からの独立性を確保するため、監査役室管理職の任免、評価等の人事事項は監査役会の同意の上、実施しております。

(5) 内部監査について

内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社を対象とした内部監査を実施いたしました。

2017年9月に当社及びグループ会社の車両製造工場で発覚した完成検査に係る不適切な取扱い、並びに2018年に判明した、排出ガス計測に関する不適切な行為、及び完成検査における抜取検査の不適切な取扱いについては、昨年度に引き続き、当社における再発防止の取り組みや、完成検査を担当する部署の体制等について内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	264,709	(負債の部)	95,917
流 動 資 産	207,798	流 動 負 債	80,812
現 金 及 び 預 金	440	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	47,546
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	74,457	電 子 記 録 債 務	11,801
仕 掛 品	4,547	リ 一 ス 債 務	3,172
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,970	未 払 金	1,213
未 収 入 金	1,971	未 払 費 用	8,796
預 け 金	123,197	未 払 法 人 税 等	2,464
そ の 他	213	預 り 金	227
固 定 資 産	56,911	従 業 員 預 り 金	3,066
有 形 固 定 資 産	49,929	製 品 保 証 引 当 金	185
建 物 及 び 構 築 物	11,188	そ の 他	2,337
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,722	固 定 負 債	15,105
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,269	リ 一 ス 債 務	1,415
土 地	15,684	製 品 保 証 引 当 金	216
建 設 仮 勘 定	2,064	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,726
無 形 固 定 資 産	1,022	資 産 除 去 債 務	1,121
投 資 そ の 他 の 資 産	5,959	そ の 他	624
投 資 有 価 証 券	324	(純資産の部)	168,792
長 期 前 払 費 用	14	株 主 資 本	171,194
繰 延 税 金 資 産	5,248	資 本 金	7,904
そ の 他	373	資 本 剰 余 金	8,517
		利 益 剰 余 金	177,407
		自 己 株 式	△22,635
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△2,401
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,401
資 产 合 计	264,709	負 債 及 び 純 資 产 合 计	264,709

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	498,831
売 上 原 価	482,149
売 上 総 利 益	16,681
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,378
營 業 利 益	9,303
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	336
そ の 他	413
計	749
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	59
そ の 他	190
計	250
経 常 利 益	9,802
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
計	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	293
減 損 損 失	926
そ の 他	0
計	1,220
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,143
法 人 税 等 調 整 額	△387
法 人 税 等 合 計	2,755
当 期 純 利 益	5,827
親会社株主に帰属する当期純利益	5,827

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,904	8,517	173,340	△22,635	167,127
当期変動額					
剰余金の配当			△1,760		△1,760
親会社株主に帰属する当期純利益			5,827		5,827
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,066	△0	4,066
当期末残高	7,904	8,517	177,407	△22,635	171,194

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	△1,102	166,025
当期変動額		
剰余金の配当		△1,760
親会社株主に帰属する当期純利益		5,827
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,298	△1,298
当期変動額合計	△1,298	2,767
当期末残高	△2,401	168,792

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社 6社

日産車体九州(株)、日産車体マニュファクチュアリング(株)、日産車体エンジニアリング(株)、(株)オートワーカス京都、
日産車体コンピュータサービス(株)、(株)プロスタッフ

(2)重要な会計方針に係る事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

・たな卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

・リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・長期前払費用

均等償却によっている。

③重要な引当金の計上基準

・貸倒り引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

・製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

④退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 230,900百万円

(2)保証債務

従業員の住宅購入資金借入に対する保証 1,086百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 157,239千株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	880	6.50	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	880	6.50	2019年9月30日	2019年12月2日
計	—	1,760	—	—	—

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2020年6月24日開催予定の第97回定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

- ・配当金の総額 880百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 6.50円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月25日

4. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、運転資金及び設備投資資金については、内部資金を充当し、外部からの資金調達は行なっていない。

受取手形及び売掛金については、取引先から財務情報を入手し、取引先の信用リスクに備えている。また、預け金については一時的な余剰資金運用目的のための日産系ファイナンス会社に対する資金の寄託である。

投資有価証券については非上場株式である。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一年以内の支払期日である。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にサプライヤーへの型費未払残高である。

この中で、営業債権である受取手形及び売掛金については顧客の信用リスクに晒されている。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	連結貸借対照表計上額（＊） (百万円)	時価（＊）(百万円)	差額(百万円)
① 現金及び預金	440	440	—
② 受取手形及び売掛金	74,457	74,457	—
③ 預け金	123,197	123,197	—
④ 支払手形及び買掛金	(47,546)	(47,546)	—
⑤ 電子記録債務	(11,801)	(11,801)	—
⑥ リース債務	(4,587)	(4,531)	(56)

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③預け金、並びに④支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額324百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記に含めていない。

5. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額 1,246円13銭

（2）1株当たり当期純利益 43円02銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

7. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産等	機械装置及び運搬具	神奈川県平塚市	696
	工具、器具及び備品		230

当社グループは、セグメント（自動車関連・その他）に基づいて資産のグルーピングを行っている。また将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分予定の資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定している。

提出会社及び一部の連結子会社は、将来の使用が見込まれていない遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失（926百万円）として特別損失に計上した。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額に基づいて測定している。

8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	291,830	流動負債	130,593
現金及び預金	239,316	支払手形	120,960
売掛金	24	電子記録債務	165
仕掛け品	72,015	買掛金	11,801
原材料及び貯蔵品	3,684	関係会社短期借入金	85,366
関係会社短期貸付金	611	リース債務	5,575
未収入金	805	未払金	3,190
預け金	38,784	未払費用	1,371
その他の	123,197	未払法人税等	6,480
固定資産	52,514	預り金	2,265
有形固定資産	47,265	従業員預り金	96
建物	9,620	製品保証引当金	3,066
構築物	847	その他の	48
機械及び装置	14,148	固定負債	1,532
車両運搬具	247	リース債務	9,632
工具、器具及び備品	6,190	製品保証引当金	1,421
土地	14,164	退職給付引当金	83
建設仮勘定	2,046	資産除去債務	6,569
無形固定資産	891	その他の	1,095
ソフトウエア	876	(純資産の部)	462
その他の	15	株主資本	161,237
投資その他の資産	4,358	資本剰余金	161,237
投資有価証券	323	資本準備金	7,904
関係会社株式	1,282	その他の資本剰余金	8,517
繰延税金資産	2,492	利益剰余金	8,317
その他の	259	利益準備金	200
		その他利益剰余金	167,450
		買換資産圧縮積立金	1,976
		圧縮積立金	165,474
		別途積立金	3,090
		繰越利益剰余金	27
		自己株式	22,848
資産合計	291,830	負債及び純資産合計	139,508
			△22,635
			291,830

損益計算書(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	489,723
売 上 原 価	474,853
売 上 総 利 益	14,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,310
営 業 利 益	8,559
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	340
固 定 資 産 貸 貸 料	457
そ の 他	103
計	901
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	71
固 定 資 産 貸 費 用	326
そ の 他	17
計	416
経 常 利 益	9,044
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
計	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	275
減 損 損 失	858
計	1,134
税 引 前 当 期 純 利 益	7,911
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,515
法 人 税 等 調 整 額	△63
法 人 税 等 合 計	2,451
当 期 純 利 益	5,459

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	買換資産圧縮積立金
当期首残高	7,904	8,317	200	1,976	3,124
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					△34
圧縮積立金の積立					
圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
当期変動額合計	-	-	-	-	△34
当期末残高	7,904	8,317	200	1,976	3,090

(単位：百万円)

	株主資本				自己株式	株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金						
	その他利益剰余金						
	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	-	22,848	135,802	△22,635	157,539	157,539	
当期変動額							
買換資産圧縮積立金の取崩			34		-	-	
圧縮積立金の積立	28		△28		-	-	
圧縮積立金の取崩	△0		0		-	-	
剰余金の配当			△1,760		△1,760	△1,760	
当期純利益			5,459		5,459	5,459	
自己株式の取得				△0	△0	△0	
当期変動額合計	27	-	3,706	△0	3,698	3,698	
当期末残高	27	22,848	139,508	△22,635	161,237	161,237	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

(4)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(5)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(6)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 200,603百万円

(2)保証債務

従業員の住宅購入資金借入に対する保証 1,086百万円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	108,826百万円
--------	------------

長期金銭債権	223百万円
--------	--------

短期金銭債務	59,829百万円
--------	-----------

長期金銭債務	9百万円
--------	------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	488,790百万円
仕入高	577,555百万円
営業取引以外の取引高	1,087百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	21,786千株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	521百万円
製品保証費用	512
有価証券評価損	284
減価償却超過額	257
退職給付引当金	1,973
資産除去債務	327
その他	655
繰延税金資産小計	4,532
評価性引当額	△698
繰延税金資産合計	3,834

(繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金	△1,326
その他	△14
繰延税金負債合計	△1,341
繰延税金資産の純額	2,492

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

属性 会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容				
					役員の兼任等	事業上の関係			
親会社 日産自動車株式会社	神奈川県 横浜市神奈川区	百万円 605,813	自動車の製造・販売等	% 被所有 直接 50.0 間接 0.0	人 転籍 4	エンジン等部分品の有償支給を受け、自動車として同社に販売			
					取引内容		取引金額		
						科 目	期末残高		
						百万円	百万円		
		営業取引 自動車の販売等 部分品の受給等		488,773		売 掛 金	71,820		
		営業外取引 固定資産の購入		187,832		買 掛 金	17,166		
				220		未 払 金	31		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉の上決定している。また、交渉の経緯と内容について取締役会で確認している。
- ②部分品の受給については、原則として日産自動車(株)の原価により算定した価格により、交渉の上決定している。
- ③固定資産の購入については、一般的取引条件と同様に決定している。
- ④取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。

(2)子会社

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		
						役員の兼任等	事業上の関係	
子会社	日産車体九州株式会社	福岡県京都郡	百万円 10	自動車の 車体製造	% 所有 直接 100.0	人 兼任 5	部分品を有償支給し、車体として仕入	
		取引内容				取引金額	科目	期末残高
		営業取引	部分品の支給等		百万円 342,340	未収入金	百万円 33,258	
		営業外取引	部分品の仕入 グループファイナンスによる資金の貸付		365,260 1,132	買掛金 短期貸付金	36,682 805	
		会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	
	株式会社オートワークス京都	京都府宇治市	百万円 480	自動車の 車体製造	% 所有 直接 100.0	人 兼任 3 転籍 3	部分品を有償支給し、車体として仕入	
		取引内容				取引金額	科目	期末残高
		営業取引	部分品の支給等		百万円 9,148	未収入金	百万円 799	
		営業外取引	部分品の仕入 グループファイナンスによる資金の借入 固定資産の賃貸		14,030 70 167	買掛金 短期借入金 -	1,318 1,550 -	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ③固定資産の賃貸料については、減価償却費等の経費を勘案して決定している。
- ④取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。
- ⑤グループファイナンスによる資金の貸付・借入については、前当期の増減額を記載している。

(3)兄弟会社等

属性 会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		
					役員の兼任等	事業上の関係	
親会社の子会社 <small>日産グループファイナンス株式会社</small>	神奈川県横浜市西区	百万円 90	金融業	% —	人 —	当社グループ資金の運用先	
	取引内容				取引金額	科目	期末残高
資金運用 受取利息				百万円 2,494 315	預け金 未収入金	百万円 123,197 27	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①資金運用については、日産グループファイナンス(株)から提示された条件（利率等）について、一般の短期資金の市場金利を勘案して検討し、決定している。
- ②資金運用については、前当期の増減額を記載している。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 1,190円36銭
(2)1株当たり当期純利益 40円31銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産等	機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	神奈川県平塚市	628 230

内容は「連結計算書類 連結注記表 7. 減損損失に関する注記」に記載している。

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日産車体株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤間康司㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根津美香㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産車体株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産車体株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するための経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日産車体株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 藤間康司㊞
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 根津美香㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産車体株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本報告書を作成し、以下とおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。なお、2017年度、及び2018年度に判明した、当社グループの製造工程における完成検査に係る不適切な取扱いにつきまして、当監査役会は、再発防止活動における取締役会の対応と実効性について注視してまいりましたが、2019年度末には策定した全ての再発防止策が採用され、管理体制が整備されたことを確認いたしました。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

日産車体株式会社 監査役会

常勤監査役 浜地利勝㊞
常勤監査役 池田鉄伸㊞
監査役 井上泉㊞
(社外監査役)

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月
定時株主総会	毎年3月31日
基 準 日 期 末 配 当	毎年3月31日
中間配当	毎年9月30日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事 務 取 扱 場 所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵送物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
イ ン タ ー ネ ッ ト ホ ー ム ペ ー ジ U R L	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
(よくあるご質問(FAQ))	https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal

【株式に関する住所変更、単元未満株式の買取等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、お取引の証券会社へご照会ください。証券会社の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでもご確認いただけます。

【未払配当金の支払について】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

商 号 日産車体株式会社

英文社名 NISSAN SHATAI CO., LTD.

主要製品の紹介



INFINITI



ARMADA

アルマーダ



PATROL

パトロール (Y62)



Infiniti QX80

インフィニティ QX80



**NV350
CARAVAN**

NV350キャラバン



ELGRAND

エルグランド



**NV150
AD**

NV150 AD



**NV200
VANETTE**

NV200バネット



PATROL

パトロール (Y61)



PATROL PICKUP

パトロールピックアップ



NV200

NV200タクシー



CIVILIAN

シビリアン



ATLAS

アトラスF24

会場ご案内図

会 場

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館

交通機関のご案内

J R 東海道本線「平塚駅」東口改札下車
北口バスターミナルより
神奈中バス 07系統・09系統
「平塚駅北口行循環」で約5分
「工業団地入口」下車徒歩約1分
9時以前：⑫番乗り場より
9時以降：⑨番乗り場より

